

会 議 記 録				
会 議 の 名 称	亀岡市土地開発公社及び 亀岡市住宅公社 の土地処理に関する調査特別委員会		会議場所 全員協議会室	
			担当職員 阿久根由美子	
日 時	平成24年6月13日(水曜日)		開 議 午後 1 時 30 分	
			閉 議 午後 2 時 08 分	
出席委員	西村 ○立花 山本 福井 齊藤 馬場 吉田 小島 西口 酒井 並河 (湊議員欠席) ＜木曾議長 明田副議長＞			
執行機関出席者	玉記人権教育課長(元監査委員事務局長)			
事務局出席者	今西局長、藤村次長、阿久根係長、八木主任			
傍聴者	市民1名	報道 1名	執行機関1名	議員2名(石野・藤本)

会 議 の 概 要

1 開議

< 西村委員長 >

御参集御苦労でございます。

ただいまから、亀岡市土地開発公社及び財団法人亀岡市住宅公社の土地処理に関する調査特別委員会を開議いたします。

本日の日程について事務局から説明させます。

< 事務局長 >

それでは、本日お世話になります日程について御案内申し上げます。

まずはじめに参考人の意見聴取ということで、前回お決めいただきましたように、土地開発公社平成 18 年度事業決算監査を担当しました当時の監事、監査委員会の事務局長であります、ここから意見を求めるということでございます。その後、前回、弁護士の見解につきまして、セカンドオピニオンを求めるということでございました。6 月 4 日にその回答がまいりましたので、そのことについて事務局から御説明申し上げます。

そして 3 番目に今後の調査についてということで、論点整理、それから今後の委員会の調査内容等について御議論をいただき、決定をいただきたいというふうに思います。

そしてそのあと、次回の委員会日程を決めていただくのが、本日の日程ということでございます。以上でございます。

< 西村委員長 >

そのような日程で進めてまいります。

なお、前回の委員会のときに、6 月議会で委員長の報告ができるようなまとめをしていくというふうな確認をいたしましたけれども、やはりセカンドオピニオンに聞いたところ、事前に経過をしっかりと読んで判断をする必要があるというようなことで、時間がかかりました。6 月議会に報告ということはできないということを御了解願いたいというふうに思います。

それでは、入場まで暫時休憩いたします。

13 : 32

(休 憩)

13 : 33

2 議題

(1) 意見聴取

< 西村委員長 >

本日は公務のお忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。

それでは、当時、平成 18 年度、監査がどのように行われたのか、説明をいただきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いします。

< 元監査委員事務局長 >

当時、監査委員事務局長の席におりまして、土地開発公社の監事ということで、当時、久世会計室長と 2 人で監事の席におりました。監事につきましては、決算審査、決算の監査を実施するという業務が与えられておりました。決算につきましては、公社の理事のほうから提出をされました資料に基づいて説明を受け、ケースチェックをするというものでございました。監査事務局におきましても、市の監査と同じく、金融機関の残高証明書で確認をしておりました。通帳につきましては、記帳漏れがあるかもしれないということで、当時、市の監査でも残高証明書で確認をしていたということでございます。あと、必要な資料についてチェックをしたというような記憶がございます。簡単に申しますと、そういうところでございます。

< 西村委員長 >

報告をいただきました。

これより質疑に入りますが、御質疑ございませんか。

< 吉田委員 >

どういうことかよくわからないんですけれども、残高証明書は見ないのでいいんですが、毎月現金がどう出入りしているかみたいなのはもう全く見ておられないというか、そういう機能はどこが、例えば監事がやっておられないのであれば、どこが担っておられたのか。当然、当時は取引なしであったのですから、表向きには。何か気づくようなところがほかにもなかったのかどうかということはお聞きしたいなと思います。

< 元監査委員事務局長 >

監事の役割といたしましては、決算の監査というふうになっておりまして、従前から決算のときだけということで、期中の監査等は実施しておりませんでした。

< 吉田委員 >

それをする部署はどこですか。

< 元監査委員事務局長 >

部署というのはちょっとわかりません。

< 吉田委員 >

そういうことをしている方はいらっしゃるんですか。普通はすると思うんですが。そういうことをしていらない方がいなかったのか、そうか、その通帳とかを、残高証明の場合は当然ですけれども、通帳って当然ありますよね。通帳のチェックをする方、当然いらっしゃると思うんですが、そういう方がいかなかったということですか。通帳を見る方。

< 元監査委員事務局長 >

公社の中にとすることはちょっとわからないんですけれども、監事としては決算の監査だけということでございました。

< 吉田委員 >

監事としてはじゃなくて、全くほかのことは知らないんですか。だれが通帳を見たかもわからない。監事という立場でそれを知る必要がないのか。決算見るだけのものであって、ほかの通帳をチェックしたりとかというのは、だれがしているかも全くわからない状況でやっておられたということであるならば、じゃあその決算の説明を

するのに、この書類とこの書類と集めて出しますわね。普通、市の監査であれば、監査委員事務局の方がいろんな書類を整理して、事務局の方が基本的に整理をされて、説明をされるのは担当課の方ということになるんでしょうけれども、普通のいわゆる市の監査委員事務局みたいなところを、土地開発公社の中で監事をやっておられるんですから、だれから説明を受けたりとか、そういう事務局的な役割をされたのはどこか、御存じないですか。

<元監査委員事務局長>

説明を受けましたのは常務理事と事務をされていた職員の方でございました。監事は私を監事に任ずるということになりますので、私に例えば事務局があるとか、そういうことはございませんでした。

<吉田委員>

要するにこれしか見ないということであれば、本当にどういうことを行っているかということをチェックをする人が当然いるわけだと思うんですけども、監事が決算しかない、その書類を持っていく人は例えば常務理事がされている、ということであれば、自分でいろんなことを立案されて実行されて、決算審査のときに書類を出すのもその本人だとしたら、どうやってそれをチェックすることになっているのかという、疑問を感じられないですか。

<元監査委員事務局長>

住宅公社の監事さんも同じことになるのかと思うのですが、決算審査の折に年度末に決算審査をするという役割の認識でございました。

<馬場委員>

ちょっと初歩的なことで申しわけないんですけども、前回の土地開発公社の監事の方々の移り変わりで言うと、平成 18 年は内藤さんと玉記さんというふうに聞いているんですが、これは先ほど久世さんとおっしゃられたけど、久世さんは平成 19 年と聞いていますが、その辺はいかがでしょうか。

<元監査委員事務局長>

17 年度の事業分について、その決算を 18 年度の 5 月ごろに多分実施していたと思いますので、1 年ずれが生じるということでございます。

<馬場委員>

わかりました。

<酒井委員>

資料として通帳の写しを出していただいたんですが、これを見ている人が内部にしかいないというのが不思議なんですけど、どうやって監査をしたのか、通帳って普通見ないものなんでしょうか。

<元監査委員事務局長>

先ほど御説明しましたが、通帳は記帳漏れがあったりいたしますので、監査委員事務局における監査につきましても、金融機関の残高証明で確認をしていたということでございます。公社におきましても、残高証明で確認をさせていただきました。

<吉田委員>

そしたら、借入額の証明も当然出るわけですね。

<元監査委員事務局長>

預金をしている残高証明と借り入れの残高証明と、両方あったというふうに思います。

<吉田委員>

そしたら 18 年のときから 20 年の最後戻すまでの間は土地開発公社、5 億円借り入

れが多いはずなんですけれども、それはどこへ。気づかれなかったのか、見てるはずですね。借入証券。J A から土地開発公社が 5 億円を借り入れて、今回の事件ですよ、5 億円借り入れて、それを売買代金として住宅公社に支払ったというのがそもそもですから、それがお金がもどってくるまでの間は、土地開発公社が当時 48 億円の簿価だったと思いますが、53 億円になっているはずですよ。それを 48 億と報告されたからこういう問題が起こっているわけで、この 5 億円の借入れは何で見ておられましたか。見られましたか。

< 元監査委員事務局長 >

残高証明は預金の分も借入れの分も期末のものしか見ておりません。そういう移動が、今、吉田委員がおっしゃったような内容については見ておりません。

< 吉田委員 >

平成 18 年度の期末で 5 億円動いてなきゃおかしい。平成 20 年 3 月 31 日に戻ってきてますけれども、平成 18 年 12 月 25 日に借り入れてるわけで、少なくとも平成 19 年 3 月 31 日現在、その期末時点においては 5 億円借入れが多いはずなんです。

< 元監査委員事務局長 >

今、手元に何もその当時の資料はございませんが、17 年度の決算の折の数値と 18 年度の決算のときの数値はそんな大きな乖離はございませんでした。

< 吉田委員 >

これも玉記さんに聞いていいのかわかりませんが、そんなわけないですよ。経過的には。5 億円借りて 1 年半後に返しているわけですから、それは 5 億円の借入れ証明がないとよくわからないんですけど、監査でなければ分からないですよ。実際通帳に 5 億円借り入れて住宅公社に貸してますから、その借入れの残高証明どこにあるんですか。これ、玉記さん（に聞く）じゃなくて。どこにある。

< 西村委員長 >

事務局、それ、今、わかりますか。

< 事務局長 >

残高証明が正しいんでしょうか。

< 吉田委員 >

残高証明が間違ってる。

そしたら、ちょっとこれ、委員会早く終わりたいんですけど、当時、玉記監事が見られた残高証明が残っていれば出していただきたい。もうきょうはそれで話おしまいですわ、私は。それと、やっぱりさっきも酒井委員がおっしゃいましたけれども、通帳を内部の人しか見てないという体制もよくわからんので、これも最終的に委員長報告の中に入れてもらうのか、これ明らかにならないですわね。こんなん、中でやられたら。何でこんなことになっとったんやぐらいは、やっぱり言ってもらわんと。全然そんな執行のチェック体制が全くなかった。亀岡市の場合は議会が決算審査をしますが、監査委員さん、別におられるんですよ。監事さんが決算審査をされているのに、監査をされている方がいらっしゃらない、内部にしかいらっしゃらないというのは、ちょっと不思議で仕方がないので、これは感想ですけど。残高証明をお願いします。

< 西村委員長 >

それでは玉記さん、こちら（事務局）で準備をいただきますので、また説明が要るようでしたらお願いをいたします。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

< 西村委員長 >

それでは、この件についてはここまでといたします。

お忙しい中、御苦勞さんでございました。

[参考人退席]

13 : 45

< 西村委員長 >

それでは、公社のその監査の指摘につきましては、また委員長報告なりに盛り込むこととしたいというふうに思います。

それでは次に、調査報告2点目でありますけれども、前回の委員会で第二の弁護士の調査を求めるということでございましたので、その報告を事務局長から願います。

< 事務局長 >

法的判断について、助言を求めるということでお手元にペーパーがあるかと思えます。これにつきましては、前回セカンドオピニオンを求めるということでしたので、1回目の松枝先生の話、さらにその後出てきた疑問点等につきまして、一応まとめてセカンドオピニオンを求めたものであります。6月4日に回答、ファックス、メールで回答をいただきましたが、意見を求めた先は富山市の和醒法律事務所、藤井輝明弁護士にこのセカンドオピニオンを求めました。

大きく分けて10項目についてセカンドオピニオンを求めています。その中には、松枝先生と同じことを聞いたもの、あるいはその後、さらに深めてつけ加えて意見を求めているものと、ありますのでよろしくお願いをいたします。

順番に御説明申し上げますと、まず第1点目は平成18年12月25日の所有権移転を行った登記であります。これについて公正証書が原本の不実記載に該当するか、公訴時効の成立はということについて聞いたところ、これは該当するということで、松枝先生の見解と同じであります。公訴時効の成立も5年、一緒であります。

次に、平成18年12月25日の住宅公社から亀岡市土地開発公社への売渡書ということの私文書偽造についてということですが、松枝先生はたしかこのあたりは私文書偽造ということになるとおっしゃっていましたが、これは私文書偽造ではないということの見解であります。私文書というか、理事、常務理事には作成権限があるということですので、偽造には当たらないということで、これは異なるところであります。その下も同じ考え方です。

それと、ここでついでなんですけれども、その後の公文書の関係が出てきますが、文書偽造と虚偽文書作成というのが、前回松枝先生のところでちょっと混同していた部分があるんですが、土地開発公社の今回の件に関しましては、公文書偽造じゃなくて、虚偽公文書作成の観点から、すべて見ていく必要があるということの指摘を受けております。すなわち、理事、常務理事には文書の作成権限があるので、その虚偽の文書を作成したということであって、全く他人が文書を偽造したという話ではないということの評価をしていくという必要があるということになります。

3番目ですけれども、この点は松枝先生には問い合わせしてありませんが、というのは、この部分は松枝先生にここで意見を述べていただいたときに判明したものであります。すなわち、司法書士さんが契約書の写しを持っておられるということがわかった時点で判明したものでありますので、その契約書の評価ということになりますが、平成18年12月25日の住宅公社から亀岡市土地開発公社への所有権移転登記の際に、司法書士に示した不動産売買契約書、これは御承知のとおり原本は存在しないものであります。その文書ですが、公文書偽造には該当しないということになります。そして虚偽公文書作成については、住宅公社にとっては、これは住宅公社は私法人ですので該当しないが、土地開発公社にとっては該当すると。土地開発公社の

役員はみなし公務員ということで、土地開発公社の作成する文書については公文書であり、職員についてはみなし公務員であると。この点は、松枝先生が後から訂正された部分と一致をいたしております。同行使についても同じく土地開発公社については該当するということであります。したがって、虚偽公文書作成、同行使ということでもありますので、公訴時効は7年ということになります。

それから4番目ではありますが、平成18年度の事業報告書の評価ではありますが、これは文書偽造には該当しませんが、虚偽公文書作成には該当するということで、これは松枝先生には問い合わせしていない部分であります。

5番目に、平成20年3月31日の登記原因証明情報ではありますが、これにつきましてはちょうど18年の登記を是正するために一応行った一連の行為というぐあいに説明をされておる部分であります。この分についても、私文書には該当しないということではありますが、住宅公社に関する部分については、ただ、土地開発公社にかかる分については、文書偽造には該当しませんが、虚偽公文書作成には該当するという評価であります。それが該当しますので、当然同行使については該当するという形になります。なお、不実記載原本等行使としては5年という形になります。

それから、6番目のところは、要はこの20年3月31日の登記と言いますか、是正するために行った一連の行為ではありますが、そのことの法的評価ということで、ここは酒井委員から質問があったところで、あれも違法ではないのという話でしたけれども、松枝先生の説明では、あれは是正するために行った一連の行為であるので、法的に登記ということはできないのではないかとということですが、セカンドオピニオンの関係では、これにつきましては法的と言いますか、処罰を問おうと思えば問うこともできるという見解であります。ただし、必ず問えるかということではなくて、ここは非常に微妙なところであるという見解でありました。だから、一般的に言われています前の行為の後やった犯罪行為は、前の行為に吸収されると言いますか、吸収じゃないですね、同じことやけれども前のほうが重大なんで後は処罰しないという考え方が刑法ではあるんですけれども、そういうようなものには該当しないということで、それは後の20年の行為は文書偽造あるいは同行使について犯罪を構成するということに見ようと思えば見られるということの見解であります。ただし、何回も繰り返していますが、ここは弁護士によって見解が異なる場所であり、最終的にはやってみなければわからないという展開であります。

それから7番目についてはJAからの融資の件ですが、これは全く松枝先生と同じ見解であります。背任には該当するが詐欺には該当しないということでもあります。

それから8番目、9番目は同じく住宅公社の会長なり理事、それから土地開発公社の理事長及び理事について、それぞれ責任が問えるかという話ですが、もしこれにそれぞれ住宅公社あるいは土地開発公社に損害が発生しておれば、損害賠償の請求は可能であると、これは松枝先生と同じ答えであります。

10番目は、刑事訴訟法第239条との関係であります。これは吉田委員から質問があったところでありまして、いわゆる告発義務がどこまでいくかという問題であります。一般的に言われれば、4ページにありますように、告発義務はあるということでもあります。これは公務員の場合、犯罪を知った者は告発義務がある。ただし、それは必要的義務に非該当、すなわち必ず告発しなきゃならんものではないという考え方でもあります。

その次の義務についても市議会の特別調査委員会で明らかになったことであるけれども、市としたら市議会の委員会はそれを知ったわけですから、その委員会なり委員は告発義務があるかと言えば、告発義務はあるけれども、それも同じく必ず告発し

なければならないものではないということで、これは政策的判断と言いますか、そういう一定の判断を要するものであるということで、実際には市議会が告発することを求められる役割ではないので、告発とかそういうふうなことについてはいわゆる執行機関側、実際この場合でしたら公社なりそこらにやらせるのが、やるとすれば適当であろうというのが弁護士の見解でありますし、こういうのは事例はたくさんありますけれども、ほとんどこんなものは告発せえへんのやということをつけ加え、意見として聞いております。

ざっとした説明ですが、以上であります。

<西村委員長>

説明が終わりました。これについて何か、聞ける範囲で聞きたいと思うんですが、ございますか。

<吉田委員>

(5)イ(イ)の、土地開発公社にかかる公文書作成等に該当するになっているのですが、(エ)で、公訴時効とかいうのは書いてないんですが、このところは何でないのかな。

<事務局長>

公訴時効の関係ですか。これ聞き忘れです。一緒です。

今のところ、聞き忘れと言いましたのは、(エ)となってるのは、エではたしか合わないと思いますので、そこはイの間違いですので、一応5年という形になる。ア、エ、ウじゃなくて、ア、イ、ウです。

<吉田委員>

別にそれはそれでいいですけど、どっちなのかなと思ったので。2ページのほうの一番下から2番目のやつは、虚偽公文書作成に該当するになってるので、これが何と言うか、公文書、虚偽公文書だけで難しいですね。その公正証書原本記載とかなり表裏になってるんで。虚偽公文書作成で間違いはないのか。どうなんですか。

<事務局長>

そのところは、虚偽公文書作成の時効については聞いておりませんので。

<馬場委員>

2点ちょっとお聞きしたいんですが、1ページの参考のイ、ウで虚偽公文書作成等、虚偽公文書行使等で、土地開発公社にとって該当するというふうなことでなってますから、この場合は寸田理事長、加茂常務、この2人が該当するということなのかという点が一つですね。

それから二つ目は、8番、9番、損害が発生していればというふうなことです、これはいわゆる住宅公社、土地開発公社、それぞれの損害が発生しているかどうかという判断でいいということですね。金融機関ではなくて。

<事務局長>

そうです。

<西村委員長>

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

ないようでございますので、この件はこの程度といたします。

(2) 今後の調査について

○論点整理

<西村委員長>

次に、今後の調査について、論点整理ですが、事務局から資料説明を願います。

<事務局係長>

それでは、資料1枚物で、黒字と赤字のものです。論点整理表の案を見ていただきたいと思います。以前から何度もお配りをしておりまして、さらに訂正なり追加をさせていただきます。

まず論点の欄でございますけれども、18年12月25日の内容の中で、(3)の ですが、常任(常務)理事が売渡証書、売買契約書を作成し、公印を押印というふうに、これは表現をわかりやすくということで、変えさせていただきました。

そして(4)の で今回追加をしました事業決算報告書に記載がなかったということと、それから監査がそれに対して行われたということを論点として上げさせていただきました。

また、20年の3月時点の内容につきましては、一つ項目を入れております。土地開発公社から住宅公社へ合意解除で登記が行われたという項目を問題の論点の一つとして入れさせていただきます、あと丸の番号が一つずれて になったということでございます。

そして右の問題の所在でございますけれども、これにつきましては先ほどの監査のことがございましたので、監査の体制について問題の所在があるのではないかとということで上げさせていただきました。

そして平成20年の内容につきましては、以前から入れているところですが、告発せずというところでありますとか、あるいはきょう、セカンドオピニオンのお話の中で違法行為に当たる見解もあるというふうなことがございますので、そういう内容をこちらのほうに盛り込ませていただきました。

きょう時点での調査ではこういうことかと思っておりますけれども、またこれに追加、削除なりございましたら、御意見をいただきたいと思います。

委員長、よろしく願いいたします。

<西村委員長>

説明していただきました。この件につきまして、何か御意見ございましたら。

[「なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

特にないようでございますので、この程度といたします。

○今後の委員会調査内容

<西村委員長>

それでは次に、今後の委員会の調査内容でございますが、この程度といたしてよろしいですか。

<吉田委員>

もう大体出てきたんですが、きょうの残高証明の件は据え置いていただかんと、これは最後の大事なところだと思うんで、基本的には何でこれが起こったのかということと、そのときに何でわからなかったかというのは、対でやっぱり調査をするべきですし、最後発覚した後に、なぜしっかり対応できなかったのかという、大体三つの柱ぐらいにまとまっていくのかなと思いますが、2番目の柱ですから、残高証明見てわからなかったという話は信じられへんで、そこだけは調査をしていただきたいと思います。

<西村委員長>

次回にそれでは資料をそろえて報告することといたします。
その他、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

それでは、次は、今吉田委員からあった残高証明の関係を確認して、そしてまとめていくという形に持ってまいりたいというふうに思います。

資料の作成については、また正副委員長に御一任をいただきたいというふうに思います。

それでよろしゅうございますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

3 その他（次回委員会日程）

<西村委員長>

それでは次に、次回の委員会の日程でございます。

次は7月の2、3、6あたりを思いがございしますが、特に都合の悪い日がございましたら。

<小島委員>

監査日程に入っております、7月は、2週間。その辺が御配慮いただけるのかどうかはわかりませんが。私は欠席になります。

<西村委員長>

配慮いたします。

<小島委員>

2日からその週、また次の週と。それは事務局と調整していただけたらと思います。

<西村委員長>

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

ないようでしたら、3日の午後1時半からというのはどうでございますか。

<小島委員>

僕は出られませんが。委員長にお任せしますが。

<西口委員>

日程調整できるのであれば、事務局と調整していただいて、後日連絡ということではいかがでしょう。

<西村委員長>

それではそのようにさせていただきます。

<事務局係長>

そうしましたら次回の日程は委員長と御相談をして、御連絡をさせていただくということですね。次回につきましては、まとめのものをつくる、一つ前段階として、問題の所在というのを上げておりますので、それについてどういう点が問題であって、どういうふうにするべきであったかというような御議論ですとか、あるいはこれからどういうふうな対応をしていくのかという、そういう御議論をしていただいた上でのまとめに入るかと思っておりますので、またよろしく願いいたします。

<西村委員長>

その辺のところをよくまた考えておいていただきたいというふうに思います。

では、本日はこの程度でとし、閉会いたします。御苦労さんでございました。

散会 14 : 08